



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301  
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421  
 川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770  
 西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL0798-78-7676  
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL078-982-4119



### 社会保険・子育て制度改革のお知らせ



令和8年4月から、社会保険制度や子育て支援に関する仕組みが見直されます。今回は、その中でも給与所得者・高齢者・子育て世帯に影響のある主な改正ポイントを抜粋してご案内します。

#### 子ども・子育て支援金制度

##### ☆制度の目的

政府が進める「こども未来戦略 加速化プラン」の財源を確保し、少子化対策として子育て支援をさらに充実させることを目的とした制度です。

##### ☆負担者

すべての被保険者（子どもがいない方や高齢者も含む）が対象です。

- ・被用者保険（会社員など）の場合・・・標準報酬月額×支援金率（例：0.23%）を事業主と被保険者で折半して負担します。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合・・・各自治体や医療広域連合が定める条例に基づき、負担額が決まります。

##### ☆開始時期

制度による支援金の拠出は、**令和8年4月** から始まり、**初回の支払いは令和8年5月** に行われます。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度では、各自治体や医療広域連合の条例に基づき、支払い方法が定められます。

##### ☆使途例

集められた支援金は、子育て世帯が受けられるさまざまな支援の実施・拡充に活用されます。

【例】児童手当の拡充、妊産婦への支援給付、乳幼児の通園・保育支援、育児休業・時短勤務支援、国民年金の育児期間保険料

##### ☆ポイント

- ・支援金は **税金ではなく社会保険料の一部**として扱われます。
- ・給与明細では「子ども・子育て支援金」などの名称で新しい項目が追加される見込みです。
- ・世代を問わず負担することで、社会全体で子育てを支える仕組みを構築します。

#### 在職老齢年金制度の改正（令和8年4月）

##### ☆変更点：支払停止基準額の引き上げ

支給停止基準額が「月51万円→65万円」に引き上げられ、働きながら年金を受け取りやすくなります。

項目	変更前（～令和8年3月）	変更後（令和8年4月～）
支給停止の基準額（月額）	約51万円	<b>65万円（引き上げ）</b>
基準額以下の場合	年金全額支給	年金全額支給（変更なし）
基準額超過の場合	超過分の半額が減額	超過分の半額が減額（変更なし）
例：賃金46万円+年金10万円	51万円超の5万円の半分 → 2万5千円減額	65万円未満 → <b>年金全額支給</b>

##### ☆ポイント

- ・支給停止の基準額引き上げにより、**年金が減額されにくくなります。**
- ・同じ収入でも、**これまでより多くの年金を受け取れる可能性があります。**
- ・高齢者が制限を気にせず働きやすくなる制度へ改善されました。（フルタイム勤務として再雇用など働き方の見直しを!!）  
**⇒働きながらでも年金を減らされにくくし、高齢者の就労を後押しする改正へ**

#### 年収130万円の壁の見直し（令和8年4月）

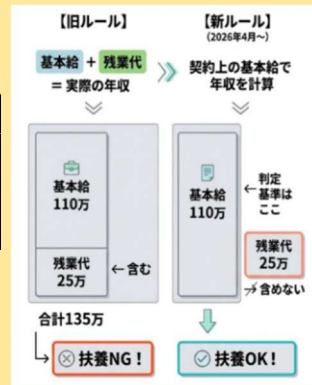
##### ☆変更点：判断基準の明確化

判断の基準が「**実際の年収**」→「**契約上の年収（雇用契約に基づく年間見込み）**」へ変更されました。

項目	変更前（～令和8年3月）	変更後（令和8年4月～）
判定基準	<b>実際の年収</b>	<b>契約上の年収見込み</b>
130万円超えた場合	即扶養から外れる	一時的なら外れにくい
残業・繁忙期	月収10.8万円超が連続すると扶養解除	一時的な増収はカウントされない

##### ☆ポイント

- ・**契約内容の設計が最重要です。（労働条件通知書の記載内容が扶養認定を左右します）**
- ・通勤手当などの各種手当も扶養判定に含まれますので、扶養判定前に確認が必要です。
- ・一時的に130万円を超えても、事業主の証明で扶養は継続可能です。  
 ※一時的と認めるかは、健保組合によって厳しい審査が行われる場合もあるため確認するのが確実です!!
- ・継続的に130万円を超える場合は扶養から外れます（制度自体は廃止されていないため）。



※内容に関するお問合せ・ご相談は**まどか社会保険労務士法人**までお願いします。（担当：吉田（夕）・塩谷）

TEL 06-6429-1112

